

平成 26 年度

# 事 業 計 画 書

公益財団法人 交 流 協 会

(平成 26 年 3 月)

# 平成26年度事業計画書

## I. 総論

当協会は、外交関係のない日本と台湾との間で、邦人保護を含め、人的往来や、貿易、経済、技術その他の交流を維持、促進させることを目的として昭和47年に設立された公益財団法人（平成24年4月1日に設立以来の財団法人から移行）であり、東京に本部を置くほか、台北と高雄に在外事務所を有する。

事業に要する経費については、政府の「できる限りの支持と協力を与える」（昭和47年12月26日二階堂官房長官談話）との方針に基づき、その大部分（平成24年度実績 94.9%）を国からの補助金等により、残りは民間からの維持会費等によって支えられる体制となっている。

当協会は設立以来41年間を経過したが、その間定款等に定められた各種事業を、日台関係の動向を踏まえて、時々の重点を柔軟に判断しながら、着実に遂行してきた。

平成26年度にあっては、下記「1.」の現状認識を踏まえ、「2.」の基本方針により事業を実施することとする。

また、個別事業の内容は、「II各論」とおりである。

なお、当協会の財団法人から公益財団法人への移行により変更されたのはガバナンス面にとどまり、性格及び事業内容の基本については、従前と変わっていない。

### 1. 日台関係等の現状

- (1) 台湾は日本にとって第5位の貿易相手であるばかりではなく、人的な往来も双方向で2013年総計約372万人（前年比約24%増。内日本から約142万人（ほぼ前年同数）、台湾から約235万人（前年比約50%増）。台湾交通部観光局統計）と昨年に続き過去最高を更新しており、さらに、日本から台湾への直接投資件数も過去最高であった前年の619件と並ぶ618件を記録するなど、日台間の交流は極めて活発である。また、中国の海洋進出の激化、米国のアジア回帰の中で、両岸関係の動向も含め、台湾は日本にとって極めて注視すべき対象でもある。

(2) 台湾の経済は、行政院主計総所が2014年1月28日発表した国民所得統計速報値によれば、実質GDPは前年比2.19%増となり、11月公表の予測値1.74%や2012年実績値1.48%を上回ったものの、2011年実績値4.19%をかなり下回っている。

内訳をみると、成長を支えたのは専ら民間消費と資本形成という内需部門（成長寄与度1.59%）であり、台湾の成長のけん引役である外需部門については、輸出の伸びを輸入の伸びがかなり吸収してしまったために、成長に寄与していない（同0.59%）。

なお、一人当たりGDPは、20,984米ドルとなった（2012年実績20,423米ドル）。

また、消費者物価上昇率は0.79%（同1.93%）であった。

(3) 第二期2年目に入った馬英九総統であるが、支持率の低迷が続いている中で、9月に、馬英九総統自らが記者会見を開き、法務部（検察署特捜）による通信傍受（電話盗聴）内容を根拠に、王金平立法院長が司法手続きに介入したと公然と非難するとともに、同院長の国民党籍はく奪の手続きを取るという出来事が発生した。

なお、王金平立法院長は、比例区選出の国民党立法委員であり、国民党籍を失えば、立法委員及び立法院長の資格を失うこととなる。

その後、王院長の国民党籍はく奪については、裁判所の仮処分により国民党員資格の暫定保持が認められ、また、10月の双十節式典にて、両者が握手し表面上は小康状態となっている。

さらに、2014年11月に予定されている六直轄市市長・市議会議員選挙を含む統一地方選挙、2016年初に予定されている次期総統選挙・立法委員選挙を視野に、既に台湾は政治の季節に入っている。

(4) 2011年3月11日の東日本大震災に際しては、台湾から物心両面にわたる手厚い支援をいただき、特に、台湾全土から幅広く約200億円の義捐金が寄せられ、また、これに対し、日本国内各層から台湾に感謝するさまざまの催しが開催されるなど、日台の絆が改めて確認され、その時の親近感は現在も続いているところである。今後も謝意を表しつつも、日本産食品輸出規制解除の要請など風評被害に適切に対処することを含め、日本の復興状況を台湾に対し積極的に周知していくことが必要である。

(5) 当協会台北事務所が2013年初に実施した調査では、最も好きな国として日本を上げた台湾人の比率は43%であり、前年調査より2ポイント増加した。また、第2位の、米国、中国あるいはシンガポール

を最も好きという台湾人の比率各々7%を大幅に上回る状態が続いている。

また、日本を一番好きと述べた台湾人を年齢別に見てみると、日本語世代を含む65歳～80歳において6ポイント上昇している他、20代においても、5ポイント上昇している。

また、2011年5月に公表された駐日台北経済文化代表事務所による調査によれば、日本人の8割以上が台湾に信頼を寄せている。

- (6) 当協会と亞東関係協会両会長の間で、2013年4月10日に、長年の懸案であった日台民間漁業取決めが署名された他、日台電子商取引取決め、日台金融監督覚書等6件も2013年度において署名されるなど、引き続き、日台交流の促進に係る取決めの署名が、相次いで実現している。また、日台間の二重課税の回避及び脱税の防止を目的とした枠組み（日台租税枠組み）について協議を行うため、12月に当協会と亞東関係協会との間で、第1回会合が開催された。
- (7) 日台民間漁業取決めの合意に基づき、当協会と亞東関係協会との間で、日台漁業委員会が、2013年5月、12月及び2014年1月の3回開催され、第3回会合において、日台双方の漁業者が取決め適用水域において遵守すべき操業ルールについて、一定の合意が得られた。  
また、この間、3回にわたって、日台漁業者間会合も開催された。
- (8) 両岸関係の改善は、馬英九政権の基本政策の大きな柱であり、経済関係を優先項目として積極的に取り組みが行われており、2013年度においても6月に「海峡两岸サービス貿易取決め」が締結された。しかし、本取決めについては、当局の事前説明が不足していたこともあり台湾側の不安が大きく、その後台湾の立法院において実質審議に入れていない。  
他方、2014年2月11日に、王郁琦・台湾行政院大陸委員会主任委員が南京において張志軍中国国務院台湾事務弁公室主任と会談した。両岸の閣僚級高官が正式に会談するのは、初めてである。馬英九総統と習近平国家主席の首脳会談の可能性を含め、今後の動向を注視する必要がある。
- (9) 台湾住民の対日信頼度は高いが、日本語世代である祖父母世代と、比較的日本との関係は薄いが台湾社会を支える中堅層である父母世代と、自由に日本のポップカルチャーに親しんでいる孫世代との間には温度差がみられるほか、日本語世代が第一線から引きつつある一方、

日本語やポップカルチャーを超えて日本の政治、社会、経済等を深く把握する専門家や研究者が必ずしも育っていない現状にあり、次世代の日台関係を担う人材の育成が急務な状況が続いている。

また、次世代の日台関係を担う青少年交流、オールジャパンによる日本発信及び日台の一層の相互理解促進のための文化交流の重要性が増している。

なお、台湾においては、9つの大学・研究機関に日本研究センター等の日本研究拠点が設置され、また、2010年3月には現代日本研究学会が設立され、活発に活動している。

(10) 当協会と亞東関係協会との間で相互に毎年開催されてきた貿易経済会議は、既に38回を経過し、この会議での議論を経て、数多くの協力文書の署名に至るなど、着実かつ実質的な成果を上げている。

(11) 日本企業にとって、E C F Aの締結等により両岸の経済関係が急速に緊密化する中、大陸ビジネスに大きなプレゼンスを有する台湾企業とのアライアンスの戦略的重要性が、再認識されている。加えて、日台産業協力架け橋プロジェクト覚書など日台両協会間の各種協力文書の署名が相次いでいることなどを踏まえ、日本企業と台湾企業の連携がますます増加することが予想されるため、実績を積み重ねつつある大企業への側面支援とともに、台湾との接触手段を模索している中小企業あるいは地方企業・地方自治体への支援が益々重要になっていく。

(12) 2013年度における大幅な円安は、固定的な補助金収入に太宗を依存する当協会事業に大きな影響を与えおり、合理化・節約に努めながら、慎重で抑制的な事業実施を行っている。

2014年度の国予算案においては、当協会に対する補助金等について、増額を含め配慮をいただいているが、なお、政府予算の統一算定レートは1米ドル=97円であり、2014年度においても、引き続き、当協会財政状況への影響に十分に留意し、足元を見直しながら、事業を進めていく必要がある。

また、当協会の維持会員数については、企業におけるコスト見直し努力はなお継続しており、一時に比し減少してきているとはいえ、退会希望者がまだ出る状況であり、引き続き、維持会員を拡大させる努力が必要である。

なお、政府は、2013年11月15日に、「東日本大震災からの復興のための財源を確保するための国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づき、臨時特例として実施してきた国家公務

員の給与減額支給措置については、法律の規定通り、2013年度末をもって終了させる旨、閣議決定を行った。

国家公務員に準じて給与改定を実施することとしている当協会においても、同法と同様、現行臨時減額支給措置は2013年度末をもって終了する規程となっており、2014年度からは給与支給額は旧に復すこととなる。

このための財源措置は、国の予算案において手当て済みである。

- (13) 2012年4月1日に公益財団法人移行を完了してからまだ2年であり、なお、特段の注意を払いながら、その適切な運用に努めることが必要である。

## 2. 平成26年度事業実施にあたっての基本方針

上記現状を踏まえつつ、日台間の一層の交流促進実現のため、特に下記の点に留意しながら、新しい状況にも取り組みつつ、基本的には昨年度の基本方針を継続し、「II各論」で説明する個別事業を行う。

- (1) 台湾当局との密接な接触を維持すること等により、日台間の課題への対応に遺漏なきを期す。
- (2) 馬英九第二期政権の台湾の内政、経済、民意の動向等につき、情報収集に努める。
- (3) 在留邦人数や人的往来が過去最高水準に達する中で、台湾における邦人保護業務の重要性は増しており、引き続き、その実施に遺漏なきを期す。
- (4) 東日本大震災からの日本の復興状況等について、引き続き、台湾への正確な情報提供に努める。同時に、被災地と台湾との間の経済・人的交流の一層の促進に努めること等により、復興支援につなげていく。
- (5) 引き続き、文化交流、経済交流、観光交流、地方交流等の促進を含む幅広い分野における台湾との協力関係の構築に努める。
- (6) 文化及び人的交流事業においては、引き続き台湾中堅層の取り込みとともに、特に、日本への関心が強く、また将来の日本との関係を支えることとなる青少年層の交流強化に努める他、領土保全に関する我

が国の立場に関する理解の増進等を図る。さらに、故宮博物院の日本展覧会を側面支援する。

- (7) 日本研究の基盤を厚くするとともに、優秀な日本専門家を育成する体制作りへの台湾側努力の支援を継続する。日本語教育普及も引き続き支援する。
- (8) 王郁琦・張志軍会談実現後の両岸関係の調整状況及びその影響について、日本側関係者に対する情報提供を積極的に進める。
- (9) 貿易経済会議について、引き続き円滑な運営とそのフォローアップ等に努める。
- (10) 日台企業のアライアンス支援については、近年来の日台経済協力の進展を踏まえつつ、日台中のゴールデンライアングル交流促進の視点も加味しながら、日本国内に台湾経済及び台湾企業の実力につき最新情報の提供を行う。特に、中小企業、地方企業、地方自治体への支援に努めることとし、そのため、台湾側諸機関やジェトロ、商工会議所、地方自治体等の日本側関係機関との連携をも一層強める。
- (11) 交流協会の維持会員は、日台交流の重要性及び交流協会の役割についての理解者・支援者であり、維持会員の支援なくしては交流協会制度を通じた日台交流の維持促進は不可能となる点を理解いただくよう努めることにより、維持会員数の減少を止め、さらに、拡大を図る努力を継続する。
- (12) 2014年度政府予算案においては当協会への補助金等の増額について配慮いただいているが、なお、政府予算の統一レートと実態の格差は完全に解消されておらず、引き続き、足元を見直しながら、また、外部関係機関とも連携を深めながら、効率的な事業実施に努める。
- (13) 当協会の事業対象が地方や中小企業に拡大していく趨勢を考慮し、また公益法人として求められる情報開示に対応する観点からも、当協会のホームページや機関誌「交流」など広報媒体の活用について、不断の工夫を行う。  
特に、2013年度において円安影響を吸収するための裁量的事業抑制の必要から、頁数及び配布先を大幅に縮減せざるを得なかつた「交流」について、2014年度において可能な限り旧に復していく努力を行う。

(14) 公益財団法人としての適切な運営に努める。

## II. 各論（個別事業説明）

平成26年度においては、上記基本方針を踏まえつつ、以下の事業を行う。

### 1. 総務、涉外関係事業

- (1) 台湾における邦人の生命、身体及び財産並びに進出企業の台湾における財産と利益が損なわれないように、関係当局との折衝を含む各種の便宜を図る。
- (2) 邦人の台湾への入域と在留、台湾住民及びその他の外国人の台湾から日本への入国に関し、必要な便宜を図るとともに、台湾住民の日本への観光旅行促進に努める。
- (3) 邦人と台湾住民及び台湾在住の外国人との間の渉外事項に関して、調査あっせん等必要な援助を行う。
- (4) 台湾近海におけるわが国漁船の安全操業が保証されるよう必要な便宜を図る。
- (5) 我が国船舶の台湾諸港への入域(緊急入域を含む)、船員の病気及び解雇その他の理由による台湾への上陸等につき、必要な便宜を図る。
- (6) 台湾との運輸、通信関係を円滑に維持するために関係当局との連絡等必要な便宜を図る。
- (7) 台湾における在外選挙(郵便投票等)を行うため、在外選挙人名簿登録の受付、在外選挙人証の交付、在外選挙人証等受渡簿の抄本を閲覧に供する等必要な業務を行う。
- (8) 東京本部と在外事務所の連絡体制を強化するとともに、情報セキュリティに配慮しながら、通信体制の適切な強化を図る。
- (9) 良好的な日台関係を更に維持・発展させるため台湾側関係機関との連絡調整を密接に行うとともに、台湾情勢や両岸関係等々の趨勢につき十分な情報収集を行う。

(10) 領土保全に関する我が国の立場に対する理解の増進等を図る。

(11) これまで日台関係に貢献してきた功労者の発掘に取り組み、謝意と敬意を持ちつつ、その方々への叙勲に努力する。

(12) 維持会員は日台関係及び交流協会の重要性の理解者・支援者であり、維持会員数の維持・拡大に努めることが重要である。

このため、維持会員による支援なくしては交流協会制度を通じた日台交流の維持促進は不可能となる点を強く訴えることにより、維持会員数の維持・拡大に取り組む。

この際、次の方々を中心にお願いする。

- ・交流協会が実施する講演会等への参加者
- ・台北市日本工商会会員
- ・過去の維持会員辞退者
- ・地方公共団体
- ・ホームページを通じて一般の方

## 2. 貿易、経済関係事業

(1) 貿易経済会議の結果について必要なフォローアップ等を行うとともに、台北において第39回貿易経済会議を円滑に開催する。

(2) 日台間の産業協力及び経済連携を通じ、日台間の貿易・投資・技術交流の推進を図るため、日台産業協力架け橋プロジェクトの協力強化に関する覚書、日台民間投資取決め、オープンスカイ、特許審査ハイウェイ、日台電気製品分野の相互承認、日台電子商取引取決め、金融監督分野における相互協力覚書等近年相次いで署名された日台両協会間の協力文書に規定された日台間の貿易経済交流を促進する具体的な取組の進展に努めるとの観点から、以下の事業を実施する。

- ① 台湾との中小企業交流及び地域交流の重要性が高まっていることにはかんがみ、ジェトロ、商工会議所、地方公共団体等、また、台湾の関係諸機関との連携を強化し、各地において、日台双方の経済・企業の実情について理解を深めるためのセミナー等を開催する。
- ② 各種ミッションの受入及び支援
- ③ 台湾企業による対日投資、日台企業間の交流促進のため対日投資、

企業交流等について相談事業を行う。

④ 日本の中小企業と台湾企業との合弁、技術提携等のビジネス・アライアンスを促進するため、ビジネス・アライアンスを希望する日台双方の企業の発掘、企業情報のデータベース整備、セミナーの開催、海外提携相談業務、商談会、交流会の開催等を行うとともに、Web-site 「日台ビジネスステーション」を運営し貿易経済交流の促進に資する情報提供を行う。

⑤ 地域経済団体、業界団体及び地方公共団体等の依頼により、市場調査、投資等に必要な便宜を図る。

⑥ 関係機関と連携し、日台間の経済連携の強化に関する当協会と亞東関係協会間の民間取り決めの作成に、今後とも努力する。

(3) 台湾の有力者を招聘し、わが国の当局関係者を交え大局的見地から意見交換を行い、双方の理解と交流を深める。

(4) 台湾の貿易・経済・技術関連の報道関係者や中堅指導者を招聘し、関係者との意見交換、施設訪問等を行い、双方の理解と交流を深めるとともに、台湾における報道を通じ日本への理解を深める。

(5) T P PやR C E Pをめぐる動向及びE C F Aの進展やそれによる影響の把握等に留意しながら、また、台湾経済及び台湾企業の実力を日本国内において周知を図る等の観点から、貿易、経済関係の一般情報および市場動向について情報収集に努め、資料集を発行して維持会員を含む関係者に配布するほか、ホームページ等を活用して広く利用に供する。

(6) 当協会に設置されている日台ビジネス交流推進委員会と台湾側カウンターパートである社会団体「台日商務交流協進会」との交流促進に努めるとともに、日台合同幹部会を東京で開催する

(7) 台湾における日系企業の産業財産権の権利行使を支援し、権利保護を図るため、情報の収集及び現地進出企業に対してアドバイザーによる相談事業を行うとともに、日本及び台湾においてセミナー等を開催する。また、台北事務所に産業財産権を担当する職員を駐在させ、関係当局との意見交換、情報交換等を行う。

(8) 台湾からの訪日観光を促進するため、国際観光振興機構や地方自

治体等と連携しながら、台湾における市場調査や広報等を行う。

### 3. 文化交流事業

- (1) 日本研究修士課程設置等の日本研究への関心の高まりを踏まえ、引き続き現代日本研究学会と連携し、台湾における日本研究の促進を強化する。また、平成22年に本邦にて設立した日本研究支援委員会の協力を得つつ、台湾における日本研究に携わる人材育成のための支援を強化する。
- (2) 社会科学や科学技術分野を専攻する台湾の大学生・大学院生及び教授等の招聘・派遣、若手記者の招聘及び日本在住の知日台灣人の派遣により、若い世代の日台相互理解の促進に努める。
- (3) 台湾における幅広い世代の日本理解を促進するため、日本文化紹介、日台間のシンポジウム等に対する助成及びオールジャパンによる日本発信事業を行うとともに日台間の観光交流、地方間交流の拡大支援を行う。  
平成26年度にあっては特に故宮博物院の日本展覧会を側面支援する。
- (4) 台湾における日本語教育支援を行うため、台北事務所内にある日本語センター等を活用するとともに、台湾の日本語教師に対する各種支援を実施する。
- (5) 台湾の大学等に対する日本関係図書の寄贈の他、日本文化啓発品の貸し出し等を行い日本理解を促進する。
- (6) 日本語能力試験をはじめとする国際交流基金が実施する台湾向け各種文化交流事業に対し、引き続き連携・協力を行う。
- (7) 「21世紀東アジア青少年交流計画」の一環として、日本経済の再生に向け、我が国の強みや魅力等の日本ブランド、日本的な価値への国際理解を増進するため、台湾から青少年を招聘する。

#### 4. 海外子女教育事業

在留邦人子女の教育に関しては、台北、台中及び高雄の各日本人学校及び台北日本語授業校に対し、必要な支援を行う。

#### 5. 留学生奨学生事業

当協会奨学生留学生（長期及び短期）の募集、選考、受入れ及び奨学生等の支給に関し、必要な業務を行う。併せて、元奨学生留学生との連携を深め、台湾における対日理解促進を図る。

#### 6. 日台知的交流事業

- (1) 台湾における日本研究の底辺の拡大及び推進を図るため、台湾の人文・社会科学系研究者の訪日研究を支援する。
- (2) 台北及び高雄事務所において、関係する図書及び資料を収集し閲覧に供する。
- (3) 台湾との人文・社会科学をテーマとした共同研究に対する研究助成を行う。
- (4) 平成26年度には新規事業として、国際法と海洋における知的交流事業を実施し、領土保全に関する我が国の立場に対する理解の増進を図る。

#### 7. 広報

当協会の広報については、政策広報的観点も加味して行い、ホームページ及びフェイスブックを更に充実したものにし、アクセス件数の増加に努める。機関誌「交流」については、2013年度において裁量的事業の抑制方針に基づき、大幅な縮減を余儀なくされていたものを可能な限り旧に復するとの観点から、ホームページとの分担を図りつつ、協会をあげて誌面を充実し、当協会主催のセミナー等での配布を含め有効活用を図る。

(了)